特許異議申立期間経過前審理の上申書

特許異議の申立ては、原則、特許異議申立期間の経過を待って審理が開始されます。特許権者は、特許異議申立期間の経過前に審理を希望する場合には、特許異議申立書の副本受領後に、特許異議申立期間経過前審理の上申書を提出してください。

なお、特許異議申立期間経過前審理の上申書を提出できるのは特許権者のみであり、特許異議申立人が希望することはできません。

（ 記載例）

特許異議申立期間経過前審理の上申書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判長　　殿

１　事件の表示

異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

２　上申をする者

住所（居所）　東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号　０３－〇〇〇〇－〇〇〇〇

氏名（名称）　特許株式会社

（代表者　〇〇　〇〇）

３　代理人

（識別番号　１００ＸＸＸＸＸＸ）

住所（居所）　東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号　０３－〇〇〇〇－〇〇〇〇

氏名（名称）　弁理士　特許　一郎

４　上申の内容

当該特許異議申立事件の特許権者である〇〇〇〇は、特許異議申立期間の経過前に当該特許異議申立事件を審理されるよう上申します。